

商業施設における期日前投票所の開設について

1. 期日前投票所の概要

(1) 目的

選挙人の投票機会の拡大、利便性・投票率向上を図る。

(2) 投票所（設置日数・時間等）

| 期日前投票所 | 区分 | 参議院議員選挙期日前投票所(設置日数・時間) | |
|--------------|----|------------------------|-------------|
| | | 設置日数 | 設置時間 |
| ①恵庭市民会館 | 継続 | 17日間 | 08:30~20:00 |
| ②恵み野会館 | 継続 | 17日間 | 09:00~17:00 |
| ③島松市民センター | 継続 | 17日間 | 09:00~17:00 |
| ④イトーヨーカドー恵庭店 | 新規 | 9日間 | 09:00~20:00 |

※①～③は6月23日（木）から7月9日（土）までの17日間設置

④は試行的に行うことから、7月1日（金）から7月9日（土）までの9日間設置

(3) 選挙人への周知方法

- ・ 投票所入場券
- ・ 広報誌・恵庭市HP・FM
- ・ 高校・大学・専門学校への周知
- ・ イトーヨーカ堂チラシ掲載

2. 公職選挙法等の一部を改正する法律の概要

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日の後にはじめて行われる国政選挙告示日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。

<啓発活動>

- ・ 高校・大学・専門学校への周知・ポスター掲示
- ・ 投票事務体験に大学・専門学校生を募集
- ・ 街頭啓発に高校生の参加を要請